



2.14～ (関東地方)記録的大雪

広報

各地で甚大な被害をもたらした大雪



2014.2.15 午前10時頃
県道平林青柳線(増穂小学校東付近)

2014.2.16 午後0時頃
県道平林青柳線(青柳二丁目交差点東付近)

2014.2.20 午後1時頃
中部区長知沢地区内

2月14日から15日にかけて、歴史的な大雪に見舞われ、本町でも130センチを超える降雪を観測しました。各地区におかれましても、残雪などの対応に大変苦慮されたことと思います。

町では15日朝からいち早く、「大雪災害対策本部」を立ち上げ、町民の皆さまの安全・安心の確保に向けた対策を講じました。

なかでも、山間集落をはじめとした、積雪量が多い地域を孤立させないため、道路の確保や一人暮らし世帯への声かけを最優先に対応いたしました。

このような中、建設安全協議会、管工事組合をはじめ、町内の重機をお持ちの皆さまのご協力により、町道等の通行が可能となりました。

また、各地区におきましても、区長さん、民生委員さんをはじめとした地域の皆さまのご協力により、安全・安心の確保ができましたことに感謝を申し上げます。

富士川町長 志村 学

号外

富士川町役場

人的被害(人)					建物被害(棟)			上水道被害数		電力被害数		必要物資(数量)				その他被害
死者	重傷者	軽傷者	要救助者	行方不明者	全壊	半壊	一部壊	時間	断水戸数	時間	停電戸数	食料	水	毛布	その他	
0	2	1	0	0	2	4	49	0	0	0	0	0	0	0	0	農業用施設 32施設 カーポート・倉庫等施設 73棟



この記録的な大雪により、建物の被害が多く発生し、特にカーポートの被害が多く、農業施設(被害予想額 4,770万円)においても、ビニールハウスなどの倒壊が発生しました。

【対応状況】

町はこの大雪への対応として対策本部を設置し、15日から町道の幹線道路を優先に除雪作業を行い、車線の確保に全力を注ぎました。17日からは各支線の除雪や車道を広げる除雪を始めましたが、記録的な大雪のため作業は難航しましたが、20日時点で概ね道路網の確保を行うことができました。また、山間集落などを孤立させないため、地元消防団員を動員し、道路除雪など生活道路の確保を行いました。

また、一人暮らしの高齢世帯や配食サービス利用者、透析を必要とされる方々などの安否確認を、民生委員さんや区長さんの協力により全員の安否が確認できました。

このほか、通行止め等による帰宅困難者のために、14日から町民会館を避難所として開設し3組5名が利用し、また、21日には鬼島地区内で雪崩のおそれがある、4世帯9名が高齢者ふれあいセンターに避難しました。

生活物資では、食糧・燃料の不足が心配されることから、町内のスーパーやガソリンスタンドなどからの聞き取りも実施いたしました。

【災害に対し近所(近助・共助)が大切です】

この大雪により、地域の方々の協力による生活道路の雪かきや、高齢者世帯の安否確認などの声掛けは、近所(近助)による助け合いの重要性が再認識されました。



【日頃の備えが大切です】

大雪による交通網の寸断で、物流が途絶えたことにより、スーパーやコンビニの食品棚の空きが目立ち、一時食糧の不足が深刻になったことから、各家庭において、日頃から災害に備えた食料品の備蓄(家族分を3日分)などの必要性を改めて考える機会となりました。



【税務課からのお知らせ】

■り災証明・被災証明の交付について

損害保険の受け取りや融資の申し込みに際し、り災・被災内容の証明が必要な方に証明書を交付します。

◇発行手数料 無料

●り災証明:自然災害などにより住家などが破損した場合、その程度を基準に判定し証明するものです。

●被災証明書:住家以外の建物や車両について証明するものです。

※被害を受けたことが分かる写真を用意してください。

■固定資産税(都市計画税)の減免について

家屋等の固定資産に大きな損害を受けた方の固定資産税を減免できる制度があります。

固定資産税(都市計画税)が課税されている家屋のみ減免対象です。

◇対象 家屋等が大雪により損害を受け修理等が必要な場合。

◇内容 平成26年度分の固定資産税(都市計画税)について、損害の状況に応じ減免します。

◇申請期限 3月20日(木)までに「固定資産税減免申請書」を税務課に提出してください。現地で調査のうえ決定します。

【お問い合わせ】 税務課 資産税担当 ☎22-7205